

時事新報

信任投票

世間に傳ふる所に従へば今度の國會に於て或る部分の議員は現政府に對して信任投票を行ふ可しとて其用意最中ありと云ふ信任投票とは國會議員が國民を代表して内閣の心事技術を視察し其人々を果して國務に堪ふる者か堪へざる者かを信じて之に任す可き者か議員の見る所如何とて之を投票の多少に訴へて信不信を決せんとするものとせば議場に於ては随分劇しい問題なりと云ふ可し扱ふの問題の多數を制す可きや否は固より今日に豫言す可きに非ざれども議員中に斯る大事を發言する者あるは自から其原因ありを得ず蓋し今の政府は維新以來功臣等の組織する所にして必ずしも政治上の技術ある者も擧げて國務を任じたるに非ず種々無量の情實に由來して内閣の地位も定まるものとせば俗に之を情實政府と唱へて政府の當局者も自から其名稱に甘んずる程の次第あれば國會議員等は先づ第一番に此政府の弱點に切込まんとし又民間に人望少きは現政府固有の性質にして上は有識の士人社會より下は凡俗の小民仲間に至るまでも唯政府と云へば之に反對して惡しきものや思ふ人情あれば爰にいよいよ信任投票とあれば不信任の方に多數を得べきは必然の勢にして疑なきに似たれども我輩の論に見る所を以てすれば或は其反對の成績を呈するものとやらん信せざるを得ず其理由如何と云ふに人の心は存外に弱きものにして口には能く獨立の主義を言ふのみならず心にも之を思へども種々様々の利害事情に拘束するときは獨立の精神もいづしか棄れ初志を忘却し甚だしきは自から自身に背くものと云へば非ざれば今度の投票の事も今も一心一向のやうなれども其中には自然に千萬無量の利害事情を生ずるのみならず自然に生ぜざれば殊更に之を製造して之に拘め付るの趣向もある可ければなり左れば各議員をして果して獨立歩の道を得せしむれば現政府に信任する者少きは無論なれども其然らざるは之を稱して浮世の有様ありと云はざるを得ず凡そ浮世の事は理窟のみを以て通用すべきに非ず理窟の外に調子を以て天下太平あるもの甚だ多し今も人に人が人を信任するの厚薄如何に就て其一例を云はんに現在の國會議員は紛れもなく地方人民の信任多數を得て擧げられたるなれば全國の多數を代表する者も云はざるを得ず表面に於て誠然りと雖も其當擧の際に地方の擧げ人等は多少の利害事情に拘さらざるはなし若しも全国各地の被擧げたる者が同一室の中に坐し假令いづれ中に無限の政治思想あるも輕々之を人に誦らす擧げ人等の事は之を自然の成行に任して他人に依頼するも亦かれば之を周旋する者も亦かく況して財を散して地方の歡心を買ふが如きは一切の断念して唯成規の通りに投票の多數を待つの有様にてありしならんは各地共に擧げの競争もなき運轉もなく一儲金を費さずして自然に相當の人物を擧げする其代りに現今の議員中或は其擧げられたる者も多かる可し故に今の議員は表面に於て信任の多數を得たるに相違なしと雖も擧げの時に際しては大抵皆擧げの運轉を備はして競争もすれば擧げもしたるものなるが故に其擧げは自然の擧げにあらずして何か利害事情の擧げ付きたる擧げありと評するも不可なきが如し擧

擧の當初より斯の如くありとわれは其利害事情は當擧後の今日に至るまでも粘着して容易に脱す可らず即ちれ議員中にも情實ある所以にして活眼以て之を觀察すれば趣みも異なれども其情實の濃厚あるは有名なる政府部内の情實に彷彿たるものある可し故に今假に一奇案を提出し全國各地の擧げ人は利害を問はず情實を云はずして獨立歩の境遇に在る者と假定し此擧げ人等をして現在の國會議員に對して信任投票の事を行はしめたらば其成績は如何ある可きや投票者がいよいよ獨立歩とあるからには或は不信任の方に多數を制すること國會議員が現政府に對する同一様ならんかと我輩の竊に想像する所あり斯の事次第に今の政府も情實政府あれば國會も亦情實國會なるが故に正面より論じれば共に信任す可らざるに似たれども人心は案外に脆弱にして浮世の事は理窟のみを以て通用す可らず事の側面より利害の付き纏ふものあるときは自から調子の平を得て無事に治まるの常なれば議員の安心は政府員の安心に異ならず事起るに足らざるあり畢竟するに立憲政治の事は政府も不案内あれば國會も亦幼稚なり此政府にして此國會ありれば好都合なれば今度の開場には信任投票も亦妙なる可し西洋諸國にも其例多しとの事あれば議事の調練の爲めにも行ふて差支はる可らず唯の一舉を以て現政府に不信任を表し直に取て之に代らんとするが如き擧げは我輩の尙は未だ同意するも能はざる所のものなり

官報

内務省訓令第二十三號 郵政總局 鐵道廳東京府伊豫ノラノ通り改正

内務大臣子爵品川彌二郎 本年内務省訓令第二十一號巡査採用規則第二條第四項ヲ左ノ通り改正ス

明治二十四年十月五日

司法省訓令第十二號 裁判所 檢察局 警視廳 府縣

明治十八年司法省第一〇一八號訓示刑事控訴手續心得第六條ハ廢止ス

但シ控訴事件ニ付被告人ヲ護送スル手續ハ明治十五年五月司法省丙第十八號訓示ニ依り取扱フヘキト心得

明治二十四年十月五日 司法大臣子爵田中不二麻呂

司法省訓令第十二號 裁判所 檢察局 警視廳 府縣

明治十八年司法省第一〇一八號訓示刑事控訴手續心得第六條ハ廢止ス

但シ控訴事件ニ付被告人ヲ護送スル手續ハ明治十五年五月司法省丙第十八號訓示ニ依り取扱フヘキト心得

明治二十四年十月五日 司法大臣子爵田中不二麻呂

司法省訓令第十二號 裁判所 檢察局 警視廳 府縣

明治十八年司法省第一〇一八號訓示刑事控訴手續心得第六條ハ廢止ス

但シ控訴事件ニ付被告人ヲ護送スル手續ハ明治十五年五月司法省丙第十八號訓示ニ依り取扱フヘキト心得

明治二十四年十月五日 司法大臣子爵田中不二麻呂

司法省訓令第十二號 裁判所 檢察局 警視廳 府縣

明治十八年司法省第一〇一八號訓示刑事控訴手續心得第六條ハ廢止ス

但シ控訴事件ニ付被告人ヲ護送スル手續ハ明治十五年五月司法省丙第十八號訓示ニ依り取扱フヘキト心得

明治二十四年十月五日 司法大臣子爵田中不二麻呂

司法省訓令第十二號 裁判所 檢察局 警視廳 府縣

明治十八年司法省第一〇一八號訓示刑事控訴手續心得第六條ハ廢止ス

但シ控訴事件ニ付被告人ヲ護送スル手續ハ明治十五年五月司法省丙第十八號訓示ニ依り取扱フヘキト心得

明治二十四年十月五日 司法大臣子爵田中不二麻呂

司法省訓令第十二號 裁判所 檢察局 警視廳 府縣

明治十八年司法省第一〇一八號訓示刑事控訴手續心得第六條ハ廢止ス

水陸部告示

水陸部告示第四百九十八號 船舶に於て此告示を領受したることを要す

第一三三〇項 津浦線第一八七號水陸部告示

九州西岸 松崎近傍諸島

本年九月軍艦滿珠艦長海軍

南西約一鐘半即ち海軍海軍

淺瀬根と唱ふる一尖岩あり

半大低潮に於て一層等に

取る左の如し

角力嶋 南東才東

志自岐嶋 北々西々

雲嶋の絶頂 西々南々

方位は磁針に取る其差三

第一三三二項

本年九月官報第二四七五號

羽後國南秋田郡船川燈臺

破壊せしに依り修繕中假

第一三三三項

本年九月官報第二四七五號

羽後國南秋田郡船川燈臺

破壊せしに依り修繕中假

第一三三三項

本年九月官報第二四七五號

羽後國南秋田郡船川燈臺

破壊せしに依り修繕中假

第一三三三項

本年九月官報第二四七五號

羽後國南秋田郡船川燈臺

破壊せしに依り修繕中假

第一三三三項

本年九月官報第二四七五號

羽後國南秋田郡船川燈臺

破壊せしに依り修繕中假

第一三三三項

本年九月官報第二四七五號

羽後國南秋田郡船川燈臺

破壊せしに依り修繕中假

第一三三三項

本年九月官報第二四七五號

羽後國南秋田郡船川燈臺

破壊せしに依り修繕中假

第一三三三項

會計法改正

近來各省の間に會計法施行の事に就て

不便の點多く誠難屈なる次第なればとて會計法改

正の議論喧し折柄此頃に至り通信省會計検査院と

の間に會計上の争論起り其争論を穿鑿すれば語り會

計法の解釋上の相違に歸するものなれば此に一層會

計法の解釋上の相違に歸するものなれば此に一層會

計法の解釋上の相違に歸するものなれば此に一層會

計法の解釋上の相違に歸するものなれば此に一層會

廣吉

日郵船會社

本相模丸 秋ノ濱函館行

右薩摩丸 十月十日神戸出帆馬

肥後丸 十月十三日神戸出帆

三池丸 十月十一日神戸出帆

尾張丸 十月八日神戸出帆

東京ホテル近方ニテ十室以上

隨町區有樂町三丁目